

## 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

平成31年 2月 1日  
不破消防組合管理者

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第6項に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について毎年1回公表するものです。

### 【目標①】

目標	取得率	目標値
男性の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率を80%以上とします。 ※H30年中該当者なし	0%	80%

#### 取組内容

妻の出産を控えている男性署職員に対し、管理職員から育児参加のための休暇の活用について説明しました。

### 【目標②】

目標	現状	目標値
年次有給休暇の取得日数を1人平均年12日以上とします。	9.7日	12日

#### 取組内容

職員に対し、管理職員から健康維持や職務能率の向上のための休暇の活用について説明しました。

### 【目標③】

#### 目標

初級幹部職にある女性職員を、平成27年4月1日より1人以上増やします。

	課長級	課長補佐級	係長級	主査級	主任級	主事級
女性職員の役割	0人	0人	0人	0人	2人	1人

#### 取組内容

職員の意欲と能力の把握に努め、女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるような人事配置に配慮するとともに、女性の柔軟な考えを取り込みやすい体制の取組を実施